

提言等の趣旨に沿って実施したもの(予算に反映したものを除く)

(平成28年度)

意見の概要	担当所属	回答概要(反映状況)
<p>総合受付から担当者に電話がつかないまでの保留時間「15秒」が長い。対策を検討してほしい。</p>	<p>県民課</p>	<p>この度は、県民課の総合受付(県庁代表電話)の電話対応で不快な思いをされたことをお詫びします。</p> <p>県庁代表電話には、県民の方々から多岐にわたるお問い合わせがあり、適切な所属にできるだけ早くおつなぎするよう心掛けていますが、お問い合わせ内容の確認に時間を要する場合など、保留時間が長くなってしまいました。</p> <p>そこで、お問い合わせが多い案件の担当課及び内線番号の情報共有を図る等職員間の連携を強化して保留時間の短縮に努めるとともに、各担当課へ電話の取次ぎがスムーズに行えるように周知しました。</p> <p>今後とも、県民の皆さんが県庁代表電話へ気持ちよく電話をかけていただけるよう丁寧な対応を目指して一歩ずつ努力していきますので、ご理解とご協力をいただくようお願いいたします。</p>
<p>相談は一生に一度だけと言われた。相談するための基準があれば、ホームページに掲載すべきだ。</p>	<p>女性活躍推進課</p>	<p>ご意見をいただいた法律相談は、相談される方が問題解決に向けた方針を決める際の参考としていただくため、法的問題について、お一人1回のご利用としてご案内をしています。</p> <p>法的な問題の解決に至ることを目指した継続的な相談や手続き等の支援を希望される方には、別途、専門機関をご紹介します。</p> <p>また、離婚、DV、セクハラ、相続など、ご相談の内容が異なる場合には、新たな相談として利用いただくことも可能です。</p> <p>法律相談は時間が30分と限られているため、効率的にご相談いただけるよう、当相談室の相談員が現状や問題点を整理し、個人情報等もお伺いして予約を行っていますが、今回のご指摘を踏まえ、あらかじめ法律相談の流れをご説明して、ご了解をいただいた上で具体的なお話を伺うように徹底しました。</p> <p>あわせて、ご提案のありましたとおり、利用回数の考え方などをホームページに追記して、相談を検討される際の参考となるように改善を図りました。</p>
<p>県庁久松保育園側駐車場(砂利駐車場)は雨が降ると水溜まりが酷く歩きにくい。早急な恒久対策を希望します。</p>	<p>総務課</p>	<p>この度は県庁舎内久松山側駐車場についてご連絡いただきありがとうございます。ありがとうございました。</p> <p>駐車場の穴等については、アスファルト及び砂利で塞ぎ整備しました。</p> <p>この駐車場を舗装する予定はありませんが、利用される方々が安全に使えるよう定期的に状況を確認し管理します。</p>
<p>地下駐車場から庁舎内に入る入り口がわからない。看板等を設置してほしい。</p>	<p>総務課</p>	<p>地下駐車場で内の庁舎入口案内表示は1箇所しかなく、駐車位置によっては見えにくい場所への設置となっていて、ご不便をおかけしたところでした。</p> <p>平成29年1月31日に地下駐車場各歩道から確認できる5箇所に新たな案内表示を設置し、ご提案に対応しました。</p>
<p>ホームページ記載の開庁時間には年末年始を除くとあるが、期間を明記すべき。</p>	<p>人事企画課</p>	<p>ご意見を踏まえ、県庁ホームページの開庁時間を記載した箇所に年末年始の期間が12月29日から翌年1月3日までである記述を追加しました。</p>

提言等の趣旨に沿って実施したもの(予算に反映したものを除く)

(平成28年度)

意見の概要	担当所属	回答概要(反映状況)
<p>中間評価はいつ頃ホームページに掲載されるのでしょうか。</p>	<p>業務効率推進課</p>	<p>平成28年度工程表の中間評価の公表予定時期が大きく遅れており、大変申し訳ありません。 内容の最終確認を終え、平成28年12月9日にホームページ上に公表しましたので、ご確認ください。 今後は県民の皆さんに適時に公表しますので、引き続きよろしくお願ひします。 ○平成28年度工程表 &lt;<a href="http://www.pref.tottori.lg.jp/257883.htm">http://www.pref.tottori.lg.jp/257883.htm</a>&gt;</p>
<p>年賀状用に使えるトリピーのイラストに、「鳥取でまったりします」のロゴを入れたものを作成してHPで公開してもらいたい。</p>	<p>観光戦略課</p>	<p>「とっとりで待っとなります」キャンペーンについてご提案いただき、ありがとうございます。 ご提案の年賀状用に使える「とっとりで待っとなります」のメッセージ入りのトリピーのイラストの作成及びホームページ公開しました。 鳥取県中部地震の県内観光地への直接的な被害は軽微であり、現在においては、施設等も概ね復旧し、観光客の皆さんをお受けできる態勢も整っています。 一方で、観光客の方が減少する、いわゆる風評被害もあることから、ご提案をいただきましたように、県民の皆さんが年賀状等で「とっとりで待っとなります」と全国に発信していただければ大変ありがたいと思います。</p>
<p>福祉監査指導課のホームページのトップページはほとんど空白なので、最新情報などを掲載してはどうか。</p>	<p>福祉監査指導課</p>	<p>当課のホームページのトップページに最新情報を掲載すべきとのご意見につきまして、生活保護法による指定介護機関及び指定医療機関等へのお知らせ、社会福祉法改正関係の情報を新着情報として掲載しました。 今後も施策等に係る広報の充実や情報提供に努めていきます。</p>
<p>夏休みに子育て川柳を応募したがその後どうなったのか知りたい。なぜこんなに遅れてしまったのか、きちんと公表すべきではないか。協賛企業の方への説明など、どうなっているのかも知りたい。</p>	<p>子育て応援課</p>	<p>この度は、とっとり子育て川柳コンテストにご応募いただきありがとうございます。 表彰については、当初は12月末を予定しておりましたが、より多くの皆様の前で披露できる場の調整を行っており、先日ようやく、3月25日(土)にハワイアロハホール(湯梨浜町)で開催される「イクボストップセミナー」の中で企業子宝率調査に係る表彰、とっとりイクボス川柳コンテストの表彰と併せて行うこととなり、現在、協賛企業への連絡、受賞者への出欠確認等を行っているところです。 発表の時期を変更したことの公表が遅れたことについては、応募いただいた方への配慮が不十分であったと考えており、今後はこのようなことがないよう、適時適切な情報提供に努めます。 なお、ご意見をいただき、早速にホームページを更新しましたのでご確認いただきますようお願いいたします。 また、受賞作品については、3月中旬に日本海新聞へ掲載し、それと併せてホームページにも掲載しました。 ○ホームページ(第7回子育て川柳コンテスト) &lt;<a href="http://www.pref.tottori.lg.jp/kosodate-senryu/">http://www.pref.tottori.lg.jp/kosodate-senryu/</a>&gt;</p>

提言等の趣旨に沿って実施したもの(予算に反映したものを除く)

(平成28年度)

意見の概要	担当所属	回答概要(反映状況)
<p>県庁駐車場では電気自動車の急速充電器は使用できないのでしょうか。県のホームページには平成29年2月まで、急速充電器は使えないと掲載されています。</p>	<p>環境立県推進課</p>	<p>県ホームページを確認しましたところ、「急速充電器運休のお知らせ」が表示されたままであることがわかりました。(現在では、この表示は消えています。) ご連絡ありがとうございます。 なお、鳥取県庁駐車場内急速充電器は、以前と同じ第2庁舎前において、平成29年3月から利用を再開しています。県庁へ御用の際は、どうぞご利用ください。</p>
<p>ふるさと鳥取県定住機構の申請遅れは誰が責任をとるのでしょうか。県民に謝罪してほしい。</p>	<p>就業支援課</p>	<p>公益財団法人ふるさと鳥取県定住機構(以下、「定住機構」という。)について、平成29年2月6日に公表された財政的援助団体等監査結果(意見)で、事務処理の遅延のため国庫補助金の交付を受けることができず、定住機構の自己財源を充当していたことが指摘されたこと、県民の皆さんにご迷惑をお掛けして申し訳ありませんでした。 今回の事務処理の遅延理由としては、定住機構の担当者の退職後引き継いだ担当者、及び上司の進捗管理が不十分で、期限までに行うべき事業の確認や委託費の支払いができなかったものです。 今後は、県としても定住機構に対し、二度と同じ事が起きないように今回の事例を全職員に周知徹底し注意喚起を行うこと、また、担当者任せではなく、他の職員も含めた複数体制で業務の「見える化」による確認、進捗管理を行うなどの業務管理の体制強化を図るよう指導します。</p>
<p>農村総合研修所の給水装置から漏水している。速やかに修理すべきではないか。</p>	<p>農林水産総務課</p>	<p>指定管理者に運営を委託している農村総合研修所の修繕については、内容によって、県で対応するものと指定管理者で対応するものがありますが、今回の案件については県で対応することが適当と思われるので、県で対応しました。</p>
<p>職員募集情報の中に誤掲載と思われるものがある。</p>	<p>生産振興課、畜産課</p>	<p>ご意見ありがとうございました。 誤掲載情報を削除しました。</p>
<p>一般国道178号のガードレールの修繕を要望し簡易的な措置がとられたが、現在も危険な状態が放置されている。観光客も多い場所であるため、早急に対応してほしい。</p>	<p>鳥取県土整備事務所</p>	<p>ご指摘のとおり、横断防止柵が塩害により腐食していましたので、平成29年3月に耐久性の高い製品に交換しました。</p>
<p>県道鳥取国府岩美線の国府町から雨滝の間の除雪の方法がよくない。轍でガタガタになっているにも関わらず全く除雪しない。開始時間が遅い。もっと何回も除雪すべきである。</p>	<p>鳥取県土整備事務所</p>	<p>この度の雪は、平野部も含めて広範囲かつ短時間に降ったため、多くの除雪車を出勤させましたが、路線によっては作業の遅れ等が生じてしまいました。 また、低温で雪が氷状に路面に固く張り付き、除雪の作業効率が落ち時間がかかったこともありました。 ご指摘の件を除雪請負業者と打ち合わせ、降雪状況に応じた作業開始時間等の調整をこれまで以上に図ることとしました。 ご意見を踏まえ、更に冬期の通行の確保のため努力していきますので、ご理解をお願いします。</p>

提言等の趣旨に沿って実施したもの(予算に反映したものを除く)

(平成28年度)

意見の概要	担当所属	回答概要(反映状況)
交差点の歩道の段差を解消してほしい。	鳥取県土整備事務所	現地確認を行ったところ、県の管理する歩道との確認が取れたため段差の解消を図ることとしました。
この度の大雪で、山の木が栗谷川の上に倒れている。	鳥取県土整備事務所	現地を確認し、所有者に倒木の撤去を申し入れを行い、平成29年3月23日に撤去が完了していることを確認しました。
八頭町の私都線の県道の除雪作業について、雑に行われている場所があり、かえって危険になっている地域があります。早急に対処いただきたい。	八頭県土整備事務所	平成29年1月13日(金)から16日(月)にかけての大雪の除雪業務については、大変ご迷惑をおかけしました。県道麻生国府線(私都線)の除雪業務に関して、ご指摘をいただいた件については、1月17日(火)の早朝から車道部分の圧雪等により通行に注意を要する箇所、対面通行が困難な箇所等について、円滑に通行ができるよう圧雪の除去や拡幅除雪を行いました。今後は、冬期間の交通の安全確保、円滑な交通の確保に一層努めます。なお、除雪作業については、早期除雪に努めるとともに、丁寧な作業を行うよう委託業者にも指示しましたので、ご理解をお願いします。
倉吉未来中心の前の県道の舗装工事について疑問がある。 (1)新しい舗装とマンホールとの段差が目につきまます。段差の許容範囲がどのくらいか知りたい。 (2)何度も同じところを舗装しているが、何か問題があるのか。	中部総合事務所	舗装とマンホールの段差については、除雪作業への影響を考慮し、一般的に舗装面はマンホール面より1センチメートル程度高く施工しています。ご意見をいただいた後に現地を確認したところ、一部のマンホール周辺について段差が大きい箇所がありましたので修繕を行いました。また、倉吉未来中心前の舗装補修は、平成26年度から年次的に実施し、平成28年度で完了する予定です。今後皆さんのご意見、ご提案を聞きながら、適切な維持管理に努めていきますので、ご理解とご協力をいただくようお願いします。 (担当:県土整備局)
国道181号の伯耆町地内にある別所橋について、橋のジョイントに段差がありすぎて危ないので、なんとかしてもらいたい。	西部総合事務所	この度、県ではご指摘の箇所の点検を行い、橋のジョイント部分付近に段差があることを確認しました。ご意見のとおり、車両の走行に支障が生じるおそれがあることから、早急に段差を解消する補修工事を実施しました。 (担当:米子県土整備局)
県立美術館の設置場所について審議が行われた臨時教育委員会について、議事録が1ヶ月経ってもホームページに掲載されていません。	教育総務課	美術館整備基本構想に係る臨時教育委員会の議事録については、一般県民の関心が高いことを勘案して、他の議事録に優先して作成し、平成29年3月末にホームページ等で公表を行ったところですので、ご確認いただくようお願いします。  教育委員会会議録ホームページ < <a href="http://www.pref.tottori.lg.jp/64030.htm">http://www.pref.tottori.lg.jp/64030.htm</a> >

提言等の趣旨に沿って実施したもの(予算に反映したものを除く)

(平成28年度)

意見の概要	担当所属	回答概要(反映状況)
<p>利用者送迎時の車両の駐停車についてモラルに欠ける行為がありました。車両の駐停車について県下全事業所に通達していただきたい。</p>	<p>障がい福祉課、長寿社会課</p>	<p>日頃、当県福祉施策へのご理解ご協力いただき、ありがとうございます。</p> <p>先日、メールでご意見をいただいた車両の駐停車について、平成28年12月2日に県内全ての介護サービス事業所運営法人に、平成28年12月5日に県内全ての障がい福祉サービス事業所運営法人に、メール又はファックスにより、年末の交通安全県民運動に併せて注意喚起しました。</p> <p>この度は貴重なご意見ありがとうございました。</p>



提言等の趣旨に沿って実施したもの(予算に反映したものを除く)

(平成29年度)

意見の概要	担当所属	回答概要(反映状況)
平成29年度への更新・新規情報が掲載されていないものが散見される。	広報課	平成29年度の確定したスケジュールの速やかな掲載や最新情報への更新など、適切な対応について庁内に周知しました。
総合受付で台車を借りたが、ものすごい音がして迷惑なので早急に騒音の少ない台車に替えてほしい。	県民課	この度は、本庁舎総合受付で当課がお貸した台車でご迷惑とご不便をおかけしたことを、お詫び申し上げます。 台車は、平成9年に購入したもので、台車のキャスターの経年劣化等の損傷が大きかったため、平成29年7月12日に微音タイプの台車を購入しました。 来庁された際に、お気づきの点などありましたら、当課までにお気軽にご相談ください。
県のホームページの中に 各種申請様式があるが、様式が古い。現在はマイナンバーを登録するようになっているが、記入欄がない様式がある。全ての様式が、新しい書式になっているか良く確認してほしい。	県民課	ご指摘いただいたとおり、古い様式のままとなっているものについては、新しいものに変更しました。
県民の声の回答について「検討する」との回答が多い。いつまでにどうするのか、詳しく回答してほしい。また、言葉尻が曖昧すぎる回答が多い。	県民課	この度、ご意見等に回答した後、状況が変化したり改善し、追加回答したものを掲載する項目「フォローアップ」を新設しました。 今後とも、よりわかりやすいホームページ紹介となるよう努めていきます。
用事があって男女共同参画センターよりん彩相談室に電話したのですが、東部、中部、西部のいずれの相談室にもつながりませんでした。	女性活躍推進課	この度は、よりん彩相談室へ連絡をいただきながら対応できず、ご不便をおかけして申し訳ありませんでした。 現在、よりん彩相談室では、より良い相談対応ができるよう、毎月第3木曜日に相談員全員が参加する研修会を、また年3回、県内で相談・支援業務に携わる方々を対象とした研修会を主催しております。 これらの研修会開催日は、終日相談をお受けすることができないため、あらかじめ、よりん彩ホームページでお知らせを行っているところです。 利用者の方にはご不便をおかけいたしますが、ご理解いただくようお願いいたします。 なお、相談をお受けできない期日等につきまして、改めてホームページ等で分かりやすくご案内できるよう改善しました。 おって、相談以外のお問い合わせにつきましては、当センター代表電話(0858-23-3901)をご利用ください。
駐車場内で見通しが悪く危険なので改善してほしい。	総務課	県庁北側駐車場内での車の誘導について検討した結果、駐車場入り口に停止線及び一時停止の標示を設け、出口に向かう車に対しては入口付近路面に徐行の標示を設けることとし、平成29年6月8日に駐車場内に標示を設けました。 今後も利用される皆さんの安全に十分配慮しながら管理していきます。
県職員と思われる人が県庁食堂で持参した弁当を食べている。そんな利用が許されるのか。	総務課	県庁食堂の利用については、午前9時から午後3時までは、憩いの場として読書等でのご利用もできることとしていますが、午前11時30分から午後1時30分までは、食券を購入し食事をされる方に優先してご利用いただいております。また、ご指摘の飲食物の持ちこみは、時間帯に拘らずご遠慮いただくよう食堂利用者への掲示を行っています。 ご指摘の食堂の利用については、平成29年9月13日に食堂入口に利用案内を掲示しました。

提言等の趣旨に沿って実施したもの(予算に反映したものを除く)

(平成29年度)

意見の概要	担当所属	回答概要(反映状況)
<p>県史編さん室のホームページに編さんの目的が明記されていない。</p>	<p>政策法務課</p>	<p>平成18年度に始まった新鳥取県史編さん事業では、昭和38～56年度に刊行された「鳥取県史」(全18巻、通史編・資料編)の成果を受け継ぎつつ、「鳥取県が歩んできた歴史を明らかにし、郷土に対する県民の理解と愛着を深めるとともに、貴重な歴史的資料を県民共有の財産として後世に伝え、地域文化に活力を与える」という目的のもと、「鳥取県史」刊行後の調査研究で新たに確認された重要な歴史・民俗資料を集成した「資料編」の刊行を主な柱として事業を行っています。</p> <p>編さんの成果は、将来的な県史編さん事業への活用に備えて蓄積するとともに、県史ブックレットや講演会、出前講座、県史だより等を通じて県民の皆さんへ随時わかりやすく提供しています。ご理解のほど、よろしくお願ひします。</p> <p>なお、編さん目的についてのホームページの記述がわかりにくかったと思われるので、ご指摘をふまえ、ホームページの構成・内容を修正しました。</p>
<p>県ホームページへの3万円の広告は「郵送によりお申し込みください。」となっていますが、持参ではだめなのでしょうか。</p>	<p>財源確保推進課</p>	<p>鳥取県公式ホームページ「とりネット」のトップページの広告の募集について、ご迷惑をおかけし、申し訳ありません。</p> <p>運用としては、持参していただいても受け付けており、ホームページを改め、「郵送、持参その他の方法により申込書を提出してください。」と記載しました。</p>
<p>交通政策課のホームページに掲載している若桜鉄道の代表取締役社長の氏名が変更されていません。</p>	<p>交通政策課</p>	<p>ご指摘のとおり、古い情報がホームページ&lt;<a href="http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=73566">http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=73566</a>&gt;に掲載されていたので、掲載内容について最新のものに更新をしました。</p> <p>今後は随時、最新の情報を掲載するようチェックをしていきたいと思ひます。</p>
<p>倉吉未来中心のアトリウム出入口近くに、スタンド灰皿が2個設置してある。学生が受動喫煙の被害を受ける可能性がある。喫煙場所は隔離すべきと思うし、すぐ横を利用者が通る入口付近に灰皿を設置するのは受動喫煙の観点からいかなものか。図書館近くの通路横の椅子とゴミ箱があるところにも、灰皿が置いてある。</p>	<p>文化政策課</p>	<p>鳥取県立倉吉未来中心のふれあい広場に通じるアトリウム出入口近くに設置していたスタンド灰皿2カ所については、来館される方が受動喫煙しないよう設置場所を出入口から離れた場所に移動しました。</p> <p>また、倉吉市立図書館近くの通路横に置いている灰皿について倉吉市図書館に確認したところ、利用者が受動喫煙しない場所へ移動することを検討しているとのことでした。</p> <p>今後も利用者が受動喫煙しない環境作りに努めていきますので、ご理解いただくよう、よろしくお願ひします。</p>
<p>県民文化会館の植栽等の維持管理を責任を持ってやってほしい。強い風が吹くと枝が折れて歩道や車道に落ちてくる。非常に危険なため対策を考えてほしい。</p>	<p>文化政策課</p>	<p>この度ご意見いただきましたとりぎん文化会館の植栽等の維持管理について、とりぎん文化会館及び県立図書館の敷地内の植栽から県道への落ち葉対策として、植栽管理の委託業者及び施設職員等が施設周辺の清掃を実施しています。県民文化会館では、風の強い日の翌日に葉が落ちていることが多いため、その場合は施設職員が落ち葉等を回収し清掃するよう努めています。また、とりぎん文化会館の敷地にある樹木について、落ち葉の発生を減らし、また施設に枝がかからないように、定期的に枝を剪定しています。</p> <p>なお、図書館敷地内にある高木の枝が県道若葉台東町線に張り出し、信号機や道路標識の確認を阻害する恐れがあるため、道路管理者・植栽業者と調整のうえ樹木枝を剪定しました。</p> <p>今後も道路管理者と連絡をとりながら落ち葉などが道路に散乱ないように清掃に努める取組を行いますので、ご理解いただくお願ひします。</p>

提言等の趣旨に沿って実施したもの(予算に反映したものを除く)

(平成29年度)

意見の概要	担当所属	回答概要(反映状況)
<p>倉吉体育文化会館は、平成30年度ボルダリングアジア大会等も含め、多くの会場となる場なのに、側道の歩道等に草が多い。雑草駆除してほしい。</p>	<p>スポーツ課</p>	<p>敷地側道の雑草については、ご指摘の道路は市道のため、道路管理者である倉吉市に確認したところ「市街地については本来道路管理者である倉吉市が除草すべきだが、一斉清掃などで地域の方々のご協力により除草してもらっているのが実情であり、倉吉体育文化会館についてもご協力をお願いしたい。」という回答でありました。</p> <p>同会館についても、地域の方と一緒に周辺道路の美観の保持に努めるという意識を持ち、定期的に施設裏側の道路などは除草をしていましたが、正面道路についてはご指摘のとおり雑草が伸びていましたので、早速除草を実施しました。今後も定期的に除草するよう注意していきます。</p>
<p>ある観光案内所の喫煙所の件で、受動喫煙対策を徹底すべき。</p>	<p>健康政策課</p>	<p>ご指摘のありました施設については、平成29年9月25日にご意見をいただき、9月26日に現地確認を行い、施設内に煙が入らない場所に喫煙場所を移動されていた旨、10月4日にホームページで回答したところです。</p> <p>この度、10月25日には、再度、「移動先の近くに足湯があることを指摘したところ、元の位置に移動された」とご意見をいただき、10月26日に現地確認を行いました。</p> <p>10月4日に回答した場所から移動されておらず、足湯も近くにはないことを確認し、あらためて受動喫煙防止対策の実施について要請をさせていただきました。</p> <p>今後も引き続き受動喫煙防止対策に取り組んでいきます。</p>
<p>県庁の駐車場にある電気自動車用急速充電器が、故障のまま放置されているようですが、今後の復旧の見通しは怎么样了か。</p>	<p>環境立県推進課</p>	<p>鳥取県庁駐車場内急速充電器の復旧が遅れ、ご迷惑をおかけしています。</p> <p>平成29年8月29日に修理業者より連絡があり、9月5日に修理しました。</p>
<p>鳥取が大好きで特に山陰海岸ジオパークの美しさに魅せられて毎月のように通っています。特に千貫松島あたりの景観は素晴らしいですが、危険な場所もあります。早急な対応をお願いします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○廃屋の清掃・撤去</li> <li>○ブロック塀の撤去</li> <li>○海岸の漂着物の清掃・廃棄</li> </ul>	<p>緑豊かな自然課</p>	<p>今回、ご意見をいただいた箇所は、千貫松島を望む展望台付近の自然歩道に隣接したブロック塀と家屋のことと思います。県としても景観上問題があると認識しており、改善に向けた方法を模索しましたが、これらは個人所有の財産で、その管理や処分は所有者に権限があり、行政機関を含めて他者が無断で撤去等を行うことが出来ないという結論に至っているところです。</p> <p>また、歩道に向け傾斜しているブロック塀の状況については、毎年の一斉ジオパーク点検及び自然保護監視員による日常点検により、変状が無いか注視しているところです。今後、傾斜が変化する様な状況が確認されれば、この所有者の方への働きかけなどについて、町と相談してみたいと思います。</p> <p>海岸漂着物の清掃・廃棄については、毎年6月に官民挙げての浦富海岸一斉清掃を行っています。</p> <p>また、近年は「浦富海岸おそうじカヌー」というイベントも開催しており、平成29年は浦富海岸一斉清掃と同日の6月14日(水)に開催予定となっています。</p> <p>このイベントは、船では入れない洞窟や、歩いてたどり着くことができない浜の漂着ゴミをカヌーを体験しながら回収することで、浦富海岸をみんなで「使えば使うほどキレイな場所」にしていくというイベントです。</p> <p>陸からは見えない(行けない)ポケットビーチや洞窟など、浦富海岸の違った魅力を満喫できる貴重なイベントとなっています。</p> <p>詳細については岩美町観光協会のホームページ(<a href="http://www.iwamikanko.org/">http://www.iwamikanko.org/</a>)をご覧ください。</p>



提言等の趣旨に沿って実施したもの(予算に反映したものを除く)

(平成29年度)

意見の概要	担当所属	回答概要(反映状況)
<p>相談室ではもう対応できないと言って相談を終わらせようとする。消費生活相談室の相談員の知識の向上と接遇研修について要望する。</p>	<p>消費生活センター</p>	<p>いただいたご意見について、対応した相談員に確認したところ、「消費生活相談として、専門的な助言がいただける機関の紹介も含めて相談対応をさせていただいた。」とのことでした。 当センターとしては、ご紹介させていただいた専門機関にご本人が直接お話しいただくことで、納得のいく回答が得られるのではないかと考えています。 なお、ご意見をもとに、相談員の知識習得や接遇技術について、当センターとして更なる充実を図っていきます。</p>
<p>相談員はシフト制で担当者がいないことがあります。以前、担当者がいないということで、一から説明した経験があります。案件が膨大で共有できていないことが多いです。重要案件については、朝一のカンファレンスで共有させてはいかがでしょうか。</p>	<p>消費生活センター</p>	<p>この度は、相談員の説明が不十分であったことをお詫び申し上げます。また、以前の対応を考慮したご依頼だったこともあらためて認識しました。 今回のことを踏まえ、情報の共有を徹底し、相談者の方々の立場になり、適切な相談業務を実施していきます。 なお、接遇については、各相談員が相談員研修の中で、電話対応等の接遇研修を続けていますが、相談者の方々に不快な印象を与えないよう、さらに努めていきます。</p>
<p>東部庁舎東部ギャラリーで8月24日まで展示とホームページにあったが、24日に行ってみるとどこにも展示されていませんでした。東部庁舎の担当の方に聞いたところ、担当が日にちを間違っ片付けをしたとのことでした。ホームページにお詫びのコメントがされていないのは本当に残念です。</p>	<p>東部生活環境事務所</p>	<p>この度は、平成29年度愛鳥週間ポスターコンクール入賞作品の巡回展示をご覧になるのを楽しみにしてお越しいただいたところ、ご期待を裏切る結果となり、誠に申し訳ありませんでした。 今回の事態は、展示期間終了が8月24日午後5時15分であったにもかかわらず、同日午前10時頃に展示を撤去したことによるものです。 このような事態となった原因は、担当職員が展示期間を8月23日までと勘違いし、撤去する際に展示期間を再度確認することを怠ったことにあります。 ご指摘を受け、同日午後2時半頃に再度展示を行いました。今後はこのようなことが二度とないように対応していきます。 また、8月28日に当所のホームページ&lt;<a href="http://www.pref.tottori.lg.jp/269461.htm">http://www.pref.tottori.lg.jp/269461.htm</a>&gt;に今回の経緯とお詫びを掲載しました。ご迷惑をおかけして誠に申し訳ありませんでした。 なお、次のとおり鳥取市内で追加展示を行うこととなりましたので、お知らせします。 ○期間 平成29年9月15日(金)から24日(日)まで ○場所 鳥取市立中央図書館 市民ギャラリー(鳥取市富安2丁目138-4、鳥取市役所駅南庁舎2階) 開館時間 平日・祝日:午前9時から午後7時まで 土曜・日曜日:午前9時から午後5時まで 休館日:火曜日・年末年始・毎月最終木曜日・特別資料整理期間 *9月19日(火)は休館、9月23日(土)は祝日ですが、土曜のため午後5時までです。</p>
<p>実習のため産業人材育成センター倉吉校に行きましたが、同校は施設内に喫煙所があり、窓を開けて吸っているためか廊下や実習会場がたばこ臭いです。また、職員と思われる同じ人が30分以上、喫煙所にいたと思います。いくらたばこに時間をかけているのですか。</p>	<p>労働政策課</p>	<p>当県においては、厚生労働省から示された「多数の者が利用する公共的な空間については、原則として全面禁煙であるべき」とする今後の受動喫煙防止対策の基本的な方向性を踏まえ、県立病院などでは敷地内全面禁煙としています。当センターにおいては、実習棟の通路の一部を区切って喫煙場所とし、建物内禁煙の方法をとっていたところでした。 この度、たばこの煙が漏れている等のご指摘を受け、より受動喫煙対策を徹底するため、喫煙所の煙の影響がない離れた場所に喫煙所を移しました。 また、長時間喫煙していた職員がいたというご意見につきましては、該当者の確認はできませんでしたが、職員はもとより外部講師・訓練生等に対しても必要最小限の喫煙時間とするよう喫煙場所に注意喚起の張り紙を掲示するなどして周知徹底しました。</p>

提言等の趣旨に沿って実施したもの(予算に反映したものを除く)

(平成29年度)

意見の概要	担当所属	回答概要(反映状況)
<p>就職活動のため県立ハローワークを訪れた際、受付の職員が居眠りをしている、来所したことも気付かず、大変、不愉快でした。また、相談時も失業中で困っているにもかかわらず、上から目線の対応でした。</p>	<p>米子ハローワーク</p>	<p>県立ハローワークは、県の行っている産業や移住定住などの取組と一体となって職業紹介を行うため平成29年7月に開設し、皆さんからのご相談や思いをしっかりと受け止めたきめ細やかな相談対応を心がけて取り組んでいるところです。</p> <p>ご意見のあった対応について、職員へ聞き取りを行ったところ、受付で居眠りをしている職員は確認できませんでしたが、受付カウンター内において、書類を確認して来所者の方に声を掛けられるまで気付かないことがあったことから、職員に対し、受付業務の重要性を改めて説明し、来所された皆さんに職員からお声かけするように徹底しました。</p> <p>また、相談時の対応につきましても、相談された方が不快な思いをされることのないよう、相談者のお気持ちに配慮した親切、丁寧な対応の徹底を指導しました。</p> <p>今後もスタッフの指導を徹底し、相談者の皆さんが気持ちよくご利用いただけるよう、一層のサービス向上に取り組んでまいりますので、ご理解をお願いします。</p>
<p>県のホームページに様式の異なるものがある。</p>	<p>県土総務課</p>	<p>ご指摘の点について、確認したところ、新しい様式に修正していないホームページ「入札・契約要綱要領集(<a href="http://www.pref.tottori.lg.jp/32168.htm">http://www.pref.tottori.lg.jp/32168.htm</a>)がありましたので、速やかに修正しました。</p> <p>今後は、このようなことがないよう細心の注意を払い掲載したいと考えていますので、ご理解いただくようよろしくお願いします。</p>
<p>県営ボートパークの管理について、対応をお願いします。 (1)駐車場通路と岸壁との間に草が生えていて降雨時の水はけが悪く泥水などがボートにはねる。雨水対策をしていただきたい。(2)関係者以外が立ち入りルアーフィッシングなどの被害が出ている。(3)草刈り作業で飛び石防護ネットをしないで作業が行われた。業者を指導してほしい。</p>	<p>空港港湾課</p>	<p>(1)雨水対策について 駐車場通路と岸壁との間の草を除去しました。</p> <p>(2)ルアーフィッシングなどの被害について ボートパークを利用する方の迷惑にならないよう、船舶係留場所での釣り及び棧橋への立ち入りの禁止看板を、既設置物よりわかりやすい表示に改めました。</p> <p>(3)業者指導について 委託業者に、草刈り作業時には、防護ネット等により飛散防止対策を図るよう指導しました。 (担当：鳥取港湾事務所)</p>
<p>国際会館の2階にいたら、天井から金属パイプが落ちてきました。空港の方や警備員はいませんし、空港案内カウンターはいつも誰もいません。夏休みで利用者がいつもより多いのに、こんなずさんな管理で良いのでしょうか。幸い、誰にも怪我はありませんでした。</p>	<p>空港港湾課</p>	<p>この度は、天井に設置していた日よけ幕の一部が落下したことで、怖い思いをされましたことに対し、お詫び申し上げます。</p> <p>鳥取空港国際会館内の不具合等は、日々の清掃や警備員による毎日5回の巡視点検、職員による随時の巡視により確認する中で見つけ、随時対応を行っているところですが、今回改めて臨時点検を行ったところ、日よけ幕の一部について劣化が見られたため、対策を行うために取り外して対処を行う事としました。</p> <p>また、落下発生時、国際会館内に職員が不在であったため、国際交流財団の職員の方に機敏な対応をしていただきましたが、今後は、空港管理事務所職員による点検・巡視回数を増やしたり、管理事務所内での保安・監視設備による監視などで警備・保安対策を充実したり、連絡・通報先をわかりやすく表示するなどの改善を行うこととしています。更には、迅速な対応が行えるよう、これからも空港内各事業所と連携を密にしながら対処していきたいと考えているところです。</p>

提言等の趣旨に沿って実施したもの(予算に反映したものを除く)

(平成29年度)

意見の概要	担当所属	回答概要(反映状況)
SNSで流れ着いたゴミだらけになっている賀露海岸の画像を見て大変驚きました。台風からずっと放置されています。早急に対応すべきと考えます。	空港港湾課	台風18号により鳥取県東部から西部までの沿岸一帯には、近年には無い程の大量の流木等が漂着しました。そのため、県が撤去するための予算の確保や準備を進めていますが、現地着手までに時間を要し、皆さんへご心配をおかけし申し訳ありません。 漂着した流木等の集積と搬出作業は、平成29年12月13日に完了しました。
県道49号線の宮谷、野坂の歩道を除草してください。朝晩の自転車通学の生徒が車道を走るの本当に危険です。	鳥取県土整備事務所	県道の除草については計画的に作業を進めているところであり、ご意見をいただいた県道49号線(鳥取河原用瀬線)宮谷から野坂までの除草は、平成29年6月16日に完了しました。
東部庁舎前だけが仮舗装されているが、他の交差点は砂利のままのところが多い。歩いたり自転車の走行に影響がある。仮舗装してから歩道を開放すべきである。	鳥取県土整備事務所	ご意見をいただいた工事は、誰もが利用しやすい道路環境を整備するため、主に交差点部において歩道の高さを低くして車道との段差を改善するバリアフリー化を行っているものです。ご指摘のとおり、工事中においては通行の安全を確保することは当然のことであり、施工業者にも指導等を行っていましたが、現場の対応に不十分な点と、当所にも確認不足があったことにつきまして、深くお詫びします。 当該工事において現在碎石のままとなっている箇所について、平成29年5月24日までに自転車・歩行者の最低限の通行幅を確保するよう仮舗装を行いました。今後の工事の実施に当たりましては、その日のうちに舗装の本復旧、本復旧が困難な場合は仮舗装又はゴム製のマットを敷設し、安全にご通行いただけるよう、1日当たりの工事箇所数を調整することとします。 自転車・歩行者の方の通行の安全に最大限配慮して工事を行っていきますので、ご理解とご協力をお願いします。
ポプラの木が運転するのに視界が悪い。	鳥取県土整備事務所	店舗駐車場から県道に出る際に、右側から来る車両が、プラタナス及び電柱と重なり視認しづらい事を確認しました。交通事故防止のため、駐車場出入り口近傍にあるプラタナス1本を平成29年11月17日に伐採しました。
県道に除草剤を散布した後、犬が誤って草を食べた場合、犬に害が及ぶ。注意喚起が必要ではないか。	八頭県土整備事務所	県道の除草については、道路交通の安全の確保、景観の確保等のため、道路法面や路肩・路側の除草について、業者に委託して実施しているところです。 そのうち、除草剤散布を行う場合がありますが、歩道部コンクリートやアスファルトにおいて、草刈機では除草困難な箇所に限定して、 ・除草剤専用ノズルを使用し、散布液が付近の農作物・樹木に飛散しないよう注意して作業する。 ・歩行者が施工箇所に近づいたときは、中断する。 ・散布区域近隣に、学校・保育所・通学路等がある場合には、通学時間帯の散布は避ける。 など、注意して実施しているところです。 今後は、県道の除草で除草剤散布を行う際は、散布近隣区域住民の皆様にも事前周知を行い、住民の皆さん、犬等の動物、農作物・樹木に影響が出ないよう、十分注意していきます。

提言等の趣旨に沿って実施したもの(予算に反映したものを除く)

(平成29年度)

意見の概要	担当所属	回答概要(反映状況)
八東川において、因美線の鉄橋とその下流の方代寺橋付近の中洲に多数の樹木が茂っています。豪雨になった場合、上流からの流出物が引っかかって堰が出来てしまうのではないかと恐怖を感じます。樹木の伐採をお願いします。	八頭県土整備事務所	<p>県では、河川内に樹木が茂っている箇所に対し、流水を阻害する度合い、地域特性及び環境を総合的に勘案し、樹木の伐採を行っています。</p> <p>ご意見の箇所における樹木については、緊急度の高いものを対象に、次の出水期(平成30年6月)までに伐採することとしています。</p>
県の急傾斜工事の結果、家近くまで土砂が流出している。県に対策を検討してほしい。	八頭県土整備事務所	<p>住宅方向へ土砂が流入しないよう、施設の修繕工事を行い、平成29年12月20日に工事が完了しました。</p>
一般国道482号線の不通区間を解消させるために、既に開通している林道を一般国道482号線に変更し、その林道を整備してはどうか。	八頭県土整備事務所	<p>鳥取県側の一般国道482号では八頭郡若桜町春米(つくよね)から県境までの区間(延長1.3キロメートル)、兵庫県側の町道岩小屋線では県境から美方郡香美町小代区秋岡までの区間(延長6.4キロメートル)については、いずれの区間も斜面崩落や落石等があり交通の安全確保ができないことから、これまで全面通行止めとしています。</p> <p>これらの路線が機能すれば、氷ノ山を中心とした但馬、播磨、因幡の地域を結ぶ広域ネットワークが形成され、観光振興・地域振興に大きく寄与することはもとより、災害時の代替路線としても十分期待されることから、現在、両県が連携を取りながら不通区間の解消に向けた整備を行っているところです。</p> <p>不通区間解消のご提案に関して、兵庫県にご意見をお伝えするとともに確認したところ、町道岩小屋線の上記区間において、落石防護対策、待避所設置、橋りょう修繕などを順次実施しているとのことです。道路の規格は、交通量が少ないことと、氷ノ山後山那岐山国定公園内にあり地形改変を抑える必要があることから、現況の1車線道路を基本として整備するようです。</p> <p>また、工事完成後は、当区間を国道482号に昇格するよう検討しているとも聞いています。</p> <p>一方、鳥取県においても、国道482号の上記区間において、落石防護対策、待避所設置などを実施しており、両県としては、早期の全線開通を目指し、更なる工事促進を図っていきます。</p>
中部総合事務所の県民室は閉め切って日が入っていて暑い。	中部総合事務所	<p>開庁時間中の窓の開閉やブラインドの上げ下ろしについては、その時々気温、気象状況に応じて随時行っていますが、ご不快になられたことについてお詫びします。</p> <p>定期的に室内温度を確認することとし、快適にご利用いただけるよう努めます。</p> <p>(担当:地域振興局)</p>
狭い道をスピードを出して走行する公用車を見た。	中部総合事務所	<p>日頃、職員には、交通安全や法令遵守について注意喚起しているところですが、狭い道路で十分に速度を落とさず走行してしまい、申し訳ありませんでした。</p> <p>運転者はもちろんのこと、注意喚起しなかった同乗者も安全運転に対する意識が希薄であったと言わざるを得ません。</p> <p>この意見を受け、当該職員、同乗職員に限らず、職場(県土整備局)全職員に対して改めて安全運転を徹底するよう周知を図りました。</p> <p>(担当:県土整備局)</p>



提言等の趣旨に沿って実施したもの(予算に反映したものを除く)

(平成29年度)

意見の概要	担当所属	回答概要(反映状況)
<p>朝の9時30分になっても、県民室の新聞が一紙も用意されていませんでした。不便です。</p>	<p>中部総合事務所</p>	<p>この度は、地域県民室の新聞配架が遅くなり、ご不便をおかけしたことをお詫び申し上げます。                      今後はなるべく早くご利用いただけるよう努めます。                      (担当:地域振興局)</p>
<p>県道34号の大山滝橋南側の電光表示板が5年前以上から表示されていない。維持管理をすべきです。</p>	<p>中部総合事務所</p>	<p>この電光表示板については、平成27年度に修繕を行っておりますが、再点検を行ったところ、電子基盤の不具合が確認されたため、平成29年9月8日に修繕を完了しました。                      今後も冬季の安全な通行を確保するため、適切な維持管理に努めていきたいと思っておりますので、ご理解とご協力をいただくようお願いいたします。                      (担当:県土整備局)</p>
<p>犬の訓練のための河川敷の自転車歩行者専用道路への車の乗り入れを許可しているのか。</p>	<p>中部総合事務所</p>	<p>飼い犬の訓練については、鳥取県動物の愛護及び管理に関する条例において、飼い犬を訓練、運動させる場合、人の生命、身体又は財産を侵害しないよう必要な措置を講じるよう、飼い主に求めています。                      ご指摘のような河川敷の自転車歩行者専用道などの多くの人が利用する場所でリードを着けずに飼い犬を運動させることは認めていません。                      情報提供いただいた河川敷の巡回を行ったところ、リードを着けずに飼い犬を運動させる飼い主がいたので、飼い主に対して適切な方法で運動させるよう指導を行いました。                      引き続き、河川敷の巡回を強化し、同様の飼い主を発見した場合は、適切な措置を講じるよう指導を行います。                      (担当:生活環境局)                      自転車歩行者専用道路については、原則として車両の通行は禁止されています。                      このため、天神川右岸の自転車歩行者専用道路についても、道路標識や路面標示によりその旨を周知するとともに、車両の通行を防止するためのポール等を設置しているところですが、                      しかし、天神川右岸には多目的広場やその利用等のため河川敷内を通行する通路などもあり、車両の進入を全区間で完全に防ぐことは困難なのが実情です。                      県では、引き続き道路パトロールや指導、必要に応じた施設の整備等を通じて道路交通の安全向上に努めていきますので、ご理解、ご協力をお願いします。                      なお、天神川右岸の自転車歩行者専用道路のうち、倉吉市伊木地内(倉吉大橋東詰め)から東伯郡湯梨浜町はわい長瀬までの区間については倉吉警察署の管理区間となっておりますので、併せてご了承ください。                      (担当:県土整備局)</p>
<p>県道51号線沿いの電灯が多く切れています。夏場と比べて日の入りも早くなり、歩行者の安全に配慮すべきです。</p>	<p>中部総合事務所</p>	<p>この度は、道路照明の不点灯についてお知らせいただきありがとうございます。                      現地を確認したところ、川上橋入口は県管理施設ですので、修繕を行いました。                      一方、川上橋を渡って100メートル先は町管理施設ですので、確認内容を湯梨浜町建設水道課に伝えております。                      道路の維持管理については、道路が常時良好な状態に保たれるよう定期的にパトロールを実施しており、異常が発見された場合に適宜措置を行っています。                      引き続き、適正な道路管理を行うよう努めます。                      (担当:県土整備局)</p>

提言等の趣旨に沿って実施したもの(予算に反映したものを除く)

(平成29年度)

意見の概要	担当所属	回答概要(反映状況)
<p>道路工事によって以前の道路線形より悪くなりました。事故が予想されると思います。</p>	<p>中部総合事務所</p>	<p>ご指摘のありました主要地方道倉吉由良線と現行倉吉由良線(島茶屋付近)の擦り付けについては、バイパスを平成28年度に開通させるため、現在工事中の区間は縦断勾配や線形が完成形より若干きつい暫定形としています。</p> <p>また、現在工事中の区間から現行倉吉由良線へ接続する箇所(浅津橋付近)の擦り付けも線形が若干きつい暫定形としています。</p> <p>平成29年度には、今回暫定形で擦り付けた部分について、完成形での施工を進めていきます。</p> <p>完成形となるまでの間は、視線誘導や走行注意を喚起する看板を設置するなどの安全対策を行います。</p> <p>(担当:県土整備局)</p>
<p>傘立てに入れておいた自分の傘を職員が勝手に使った。今後、このようなことがないよう徹底してもらいたい。</p>	<p>西部総合事務所</p>	<p>西部総合事務所内全職員に対して注意喚起を行いました。また併せて、間違えて他人の傘を持ち帰ることなどを防止する観点から、来庁者用の傘袋スタンドを設置しました。</p> <p>(担当:地域振興局)</p>
<p>「白砂青松の弓ヶ浜サイクリングコース」のスタート地点はどこですか。立派なコースをいくつか整備されていますが、肝心のコースマップが非常に分かりづらいです。</p>	<p>西部総合事務所</p>	<p>ホームページにサイクリングコースの整備図面は掲載していましたが、詳細なルート図が閲覧出来ていなかったためご不便をおかけしたことをお詫びします。</p> <p>この度、ホームページにルート図を掲載するとともに、ルートラボにリンクすることで、より詳細なルートを確認できるようにしましたのでご活用ください。</p> <p>&lt;とりネットホームページ&gt; &lt;<a href="http://www.pref.tottori.lg.jp/168678.htm">http://www.pref.tottori.lg.jp/168678.htm</a>&gt;</p> <p>(担当:地域振興局)</p>
<p>ユートピア避難小屋を訪問したところトイレブースに糞便の入ったレジ袋が放置されていました。回収をお願いします。</p>	<p>西部総合事務所</p>	<p>近年、全国各地の山岳では登山者のマナーと用便の問題が課題となっており、大山ではこの課題を克服するため、行政、山岳関係者及び地元等による勉強会を経て、平成20年から大山のトイレマナー五ヶ条(登山前の用便など)の周知を中心とする「大山トイレマナーアップキャンペーン」を実施し、登山者一人ひとりのマナーやモラルの向上を目指し、ポスター等で広報しているところです。</p> <p>さて、ご指摘のあったトイレブースに放置された糞便について、平成29年8月14日に回収し、トイレマナーやルールを周知するためのチラシをユートピア避難小屋に掲示しました。</p> <p>今後も引き続き登山口や大山情報館等にトイレの情報を掲示するとともに、「大山トイレマナーアップキャンペーン」や大山D-clubのホームページ(外国語版含む)等を通じて、トイレマナーやルールの周知を図っていくこととしています。</p> <p>(担当:生活環境局)</p>

提言等の趣旨に沿って実施したもの(予算に反映したものを除く)

(平成29年度)

意見の概要	担当所属	回答概要(反映状況)
<p>ユートピア避難小屋を訪問したところ、小屋の内部のコンクリート部分に多量の水が溜まっていた。現地の状況確認と排水措置をお願いします。</p>	<p>西部総合事務所</p>	<p>ご指摘のあったユートピア避難小屋入口土間の浸水については、平成29年9月21日に溜まった水を外へかき出しました。また、この度の浸水は窓からの雨の吹き込みが原因と考えられたため、併せて窓やドアを確実に閉めていただくことを利用者へ周知するための啓発チラシを避難小屋に掲示しました。</p> <p>なお、避難小屋等の状況でお気づきの点がありましたら、現地の詳細をうかがいたい場合もありますので、今後は次の担当へ直接お知らせください。</p> <p>(連絡先)                  西部総合事務所生活環境局生活安全課                  電話:0859-31-9628                  ファクシミリ:0859-31-9333                  電子メール:seibuseikatsukankyo@pref.tottori.lg.jp                  (担当:生活環境局)</p>
<p>木製の道標の一部が破損していました。交換補修が必要だと思います。対応よろしくをお願いします。登山者の休憩場所に排便後に使用した紙が散らかっています。</p>	<p>西部総合事務所</p>	<p>ユートピアルートにおいてご指摘のあった事項についてですが、このルートは県が管理する登山道ではありません。</p> <p>したがって、道標も県が設置したものではないことから、設置者を確認し、設置者に修繕を働きかけます。</p> <p>併せてご指摘のあったユートピアルートにおける用便については、引き続き登山口や大山情報館等にトイレの情報を掲示するとともに「大山トイレマナーアップキャンペーン」や大山D-clubのホームページ等を通じて、トイレマナーやルールの周知を図ってまいります。</p> <p>(担当:生活環境局)</p>
<p>境港市新屋町海岸から国道431号線に侵入するための道は、国道に左折侵入する際、植栽により右から来る車が確認しづらく危険な状態です。現在、建設中の自転車専用道路の建設に併せて改良を望みます。</p>	<p>西部総合事務所</p>	<p>当面の対応として、街路樹を剪定して、自動車の運転者が道路前方を見通すことができる距離を確保します。</p> <p>現在、国道431号のサイクリングロードの整備を進めており、今後、境港公共マリーナ付近の整備を行うことから、関係団体のご意見を聞きながら事業を進めていきますのでご理解ください。</p> <p>(担当:県土整備局)</p>
<p>米子空港駅の放置自転車に放置自転車放置禁止の張り紙があったが納得できない。自転車場を整備する等検討してほしい。</p>	<p>西部総合事務所</p>	<p>現在、米子空港駅の駐輪場は、置き場に入りきらない自転車が歩道や通路上にはみ出していることがあり、駅、歩道の利用者の皆さんにご迷惑をお掛けしています。また、境港市からも利用者によりわかりやすいよう駐輪場の区画を明示するよう要望があり、駐輪場の再整理と整備を計画しているところです。</p> <p>それに先立ち、長期間放置していると思われる自転車があることから、駐輪場利用者の方にお知らせするために案内文を掲示したものです。今後、長期間利用がなく放置してある自転車については、個別に文書を掲示して改めてお願いし、撤去を進めて行くこととしています。</p> <p>ご利用者の皆さんに利用しやすい駐輪場となるよう整備を進めていますので、ご協力いただくようお願いします。</p> <p>(担当:県土整備局)</p>

提言等の趣旨に沿って実施したもの(予算に反映したものを除く)

(平成29年度)

意見の概要	担当所属	回答概要(反映状況)
<p>完成したところは明る過ぎるくらいに照明がついていましたが、現在では真っ暗な状態です。省エネで点灯する数を減らしていらっしゃるのでしょうか。夜は暗くてもかまいませんが、日中はもう少し明るくしていただけませんか。</p>	<p>西部総合事務所日野振興センター</p>	<p>ご意見をいただいたトンネル照明については、春先から設備の不具合により大部分が点灯しない状態となっていました。 原因究明と修繕方法の検討に不測の時間を要しましたが、平成29年8月28日から30日にかけて、本来の照明が点灯するよう修繕工事を行いました。 長期間に渡り、通行にご不便ご迷惑をお掛けしましたこととお詫びします。 今後とも皆さんに安全に走行していただけるよう、道路施設の適切な維持管理に努めていきます。 (担当: 県土整備局)</p>
<p>境港市の国道431号沿いの県有地に草が高く生えているため、すぐ横の交差点から出入りする際、見通しが悪く危険である。草刈りを至急してほしい。</p>	<p>企業局</p>	<p>ご指摘のありました箇所については、年2回(6月、8月)除草を行っており、平成29年8月3日に除草を完了しました。 今後も適切な維持管理に努めますので、ご理解いただきますようお願いいたします。</p>
<p>駐車料金を払いたくないのか、公共施設の駐車場に車を止めて出勤している姿を見かけるので、調査してほしい。</p>	<p>病院局</p>	<p>自家用車通勤の職員に対しては、従来から各自で民間の有料駐車場を確保するよう指導しているところです。 今回のご意見を受け、通勤のために公共施設の駐車場を使用することがないように、厚生病院職員のみならず、厚生病院内で勤務する委託業者の職員に対しても改めて文書にて注意喚起を行いました。 今後、定期的な確認も行いたいと思いますので、ご理解ください。</p>
<p>ホワイトボードの表面がざらざらしており、消す度に黒くなり毎日最後の授業の終了後には灰色になっている。新しいものに変えていただきたい。</p>	<p>教育環境課</p>	<p>ご意見のあったホワイトボードは、平成28年5月に完了した校舎新築工事で設置したものと思われます。このホワイトボードについては、使用開始直後より消えにくいとの指摘が現場の教員からあり、学校から報告を受けた発注者も現地確認をするとともに、工事の施工業者、ホワイトボードの製作メーカーを含む関係者で改善に向けて対応を調整してきました。 この度ようやく、関係者間の調整が整いましたので、新しいボードの製作に取り掛かり、平成29年10月1日に貼り替えが完了しました。 なお、事実を確認しながら関係者との調整に時間がかかり、生徒の皆さんや学校関係者にご迷惑をお掛けしたこととお詫びします。</p>
<p>不登校の子どもたちのいる家庭への対応が未だ不十分です。せっかくの取組ですし、このキャンプの案内に限らず、個別の支援が必要な子ども達や家庭への支援をさらに広げていただけるよう各学校への指導もお願いします。</p>	<p>社会教育課</p>	<p>この度の件を踏まえまして、県内全ての小・中学校長に対し、学校からの書類が不登校及び不登校傾向にある児童・生徒の皆さん及び保護者の方に届くよう、改めて注意喚起します。 県立大山青年の家が1月31日(水)～2月1日(木)に行います「だいせんキャンプ」は、1月10日(水)から申し込みの受付を開始しますので、ぜひご検討ください。申込期限は1月16日(火)午後5時必着としています。 施設の利用をお考えの方には、事前に施設見学をしていただいたうえで、お申込みいただくこともできますし、各活動については各施設が児童・生徒の皆さんに個別に柔軟な対応を行いますので、ご相談ください。 今後も、学校への周知に努めるとともに、様々な広報媒体を通して事業の案内をしていきますので、ご利用いただくようお願いいたします。</p>



提言等の趣旨に沿って実施したもの(予算に反映したものを除く)

(平成29年度)

意見の概要	担当所属	回答概要(反映状況)
<p>図書館でパソコンを利用するとYouTubeでわいせつな画面を見ていた。YouTubeを利用できる環境をやめていただけないでしょうか。このことを図書館で職員さんに「要望に書かせてください」と伝えると「職員は情報を共有しているので書いても同じですよ」と言われました。</p>	<p>図書館</p>	<p>一部利用者のインターネットの不適切な利用により、不快な思いをされたとのことで申し訳ありませんでした。</p> <p>現在、県立図書館ではインターネット利用の申込み時に配布する利用案内の中の注意事項として、「他の利用者に迷惑をかけないように利用してください」「アダルトサイトの閲覧など公序良俗に反すると判断されるホームページへの接続は行わないでください」と明記し、注意を促すとともに、職員や警備員が巡回を行うなどしてありますが、巧みに画面を展開されたりして、なかなか現場を確認することができません。18歳未満の方の利用の際は、フィルタリング機能を有する端末への利用に限定し、一般の方に対しては利用者の調査・研究のための知る自由を保障するという考え方から制限は行っていませんでしたが、今回のご指摘を受けて、YouTubeにおいて、性的・暴力・犯罪などの不適切な動画の視聴を制限する措置を取りました。</p> <p>また、職員の発言については、不適切であったことをお詫び申し上げます。当該職員に対しても今後このようなことがないように指導を行いました。</p> <p>県民の皆さんに気持ちよく図書館をご利用いただけるよう努めていきます。</p>
<p>博物館の駐車場が満車で駐車できず、入館できなかった。別の駐車場を案内する看板もなかった。</p>	<p>博物館</p>	<p>博物館においていただいたにもかかわらず、駐車スペースがなかったことにより、入館していただくことが出来ず、申し訳ありませんでした。</p> <p>当館は、史跡の中にあるため、敷地の拡張が不可能であり、近隣に適切な用地もないため、駐車場の不足については、約700メートル離れた県庁周辺の駐車場に対応し、混雑が予想される企画展開催中の土・日・祝日は、警備員を配置して、近隣の駐車場を案内するとともに、近くの法務局の駐車場を借りて対応しているところです。</p> <p>警備員を配置しない日も多いため、駐車場内に、満車時には他の駐車場を案内する看板を設置して対応しています。ただ、看板設置の場所も限られており、看板の増設は駐車スペースの減や視界不良による事故が想定されるため、駐車場内の2か所としています。</p> <p>平成29年7月に県庁駐車場の場所等を案内する看板を当館駐車場入口に設置(常時)するとともに、久松公園入口には企画展ごとに設置することとしました。</p> <p>当館駐車場が満車の際は、県庁北側駐車場、お堀端駐車場、県庁構内駐車場をご利用ください。</p>
<p>博物館の展示の順路にバリアフリー対応していない階段がある。</p>	<p>博物館</p>	<p>この度は、県立博物館のご利用にあたりご不便をおかけしたことをお詫び申し上げます。</p> <p>県立博物館では、エレベーター、スロープ、段差解消リフトの設置等、バリアフリー対応を行ってきたところですが、建物の構造上、ご指摘のとおりバリアフリーになっていないところがあります。</p> <p>車いすやベビーカー利用のお客様には、職員が介助を行うことにより対応してきましたが、その対応についてもお客様に周知できていませんでした。</p> <p>受付の職員に、「必要があれば職員が介助すること」を案内するように周知するとともに、車いす及びベビーカーの貸出場所と受付にご案内の文書を掲示しました。</p> <p>建物のバリアフリー化については、現在検討している改修計画の中で対応を考えていきたいと思っておりますのでご理解ください。</p>
<p>敷地内に、鳥取県所有の土地から雑草、特につた類が入ってきている。早急に撤去と同時に、敷地内に入ってこないよう対策をお願いします。</p>	<p>文化財課</p>	<p>当課管理地の草が敷地内に侵入していることを謝罪するとともに、今後は適切に草刈りを実施し、草が侵入しないようにする旨を説明し了解をいただきました。</p> <p>面談後、相手方敷地内に侵入した草及び県有地の境界近くの草を除去しました。</p>

提言等の趣旨に沿って実施したもの(予算に反映したものを除く)

(平成29年度)

意見の概要	担当所属	回答概要(反映状況)
<p>(1) 職員採用のFacebookページで、仕事以外の道も極めたい方に鳥取県職員の受験を勧めている記述がありました。あまり過度にバラ色の人生を期待させるような表現は使うべきでないと思います。</p> <p>(2) 一般枠については年齢の上限が35歳までとなっていますが、20代前半の方ばかりが最終合格していると聞きました。それが事実ならば、年齢制限を25歳までと厳しくするか、例えば「22～25歳まで」の区分と「26～35歳まで」の区分に分けるべきだと思います。</p>	<p>人事委員会事務局</p>	<p>(1) 職員採用のFacebookページについて ご指摘の記述については、鳥取県職員の魅力発信の一環として、仕事以外でも活躍する多様な人材が実際に在籍していることの一例を知ってもらいたいとの趣旨で掲載したところでしたが、誤解をまねく表現ではないかというご意見をいただきましたので、該当の記述については削除させていただきました。</p> <p>(2) 募集形態について ご意見にある「一般枠」と言われるのは、受験年齢要件が、一部専門職種を除き、採用年度の4月1日時点で22歳以上35歳以下となっている「鳥取県職員採用試験(大学卒業程度)」のことと思われます。 鳥取県職員の採用試験においては、鳥取県職員の業務に必要な能力、適性の有無を可否の基準として公平・公正に判定しており、ご意見のような年齢による有利不利はありませんので、ご理解ください。</p>
<p>ある自治体の委員会事務局では公文書で依頼した上で委員の印鑑を預かっている。県はどうだろうか。調査してやめさせなければならない。不正行為の温床になる。</p>	<p>県議会事務局、監査委員事務局、労働委員会事務局、選挙管理委員会事務局</p>	<p>先日のご意見を受け、9つの各種委員会等に対して調査を実施したところ、4つの委員会等が委員等の印鑑を預かって事務処理を行っていました。その使用は、ご本人の同意を得て旅費請求、旅費精算等の事務処理でした。 しかし、ご意見にあるように、印鑑を預かることで不正行為の温床となるとの疑念を抱かれることがないよう、今後は印鑑を預かることなく事務を行うよう見直した旨の回答を4委員会等から得ました。</p>
<p>歩道に面した店舗が灰皿、長椅子を用意し、喫煙を後押ししている。歩道での喫煙に規制をかけることはできないのか。</p>	<p>健康政策課、鳥取県土整備事務所</p>	<p>ご指摘いただいた店舗も含め、店舗に喫煙場を設けない状態で灰皿を設置している施設等は多く見受けられます。 喫煙を望まない人が他人の煙を吸い込まない「受動喫煙防止」の観点からは望ましくない状態であることは確かですが、現行の法制度では、行政が店舗等に対して灰皿を撤去するなどの指導権限はありません。 現在、社会全体において受動喫煙防止の機運が高まっており、国においても受動喫煙防止策の強化を検討していることから、今後、本県においても国の状況を見据えながら受動喫煙対策を一層進めていきたいと考えています。 (担当:健康政策課)</p> <p>歩道を含む道路においては、一般利用に支障が生じないよう、道路法によって私権が制限されているところですが、ご指摘の歩道上での喫煙は、歩行者の通行の妨げとなる行為というより、マナーの問題であり道路法による規制はできないものと考えます。 なお、歩道上に灰皿、長椅子を設置することは通行の妨げとなるため、規制の対象となりますので、平成29年9月15日に現地確認したところ歩道上でなく民地内に設置されていました。 引き続き歩道内に設置しないよう注視していきます。 (担当:鳥取県土整備事務所)</p>
<p>障がい者等が気軽に安心して要請できるように庁舎の案内窓口等に案内同行表示をお願いしたい。</p>	<p>県民課、障がい福祉課</p>	<p>鳥取県庁では、庁舎を訪れる方が利用しやすいよう、聴覚障がい者への筆談サービスを案内する表示など、支援を必要とされている方に配慮した対応を行っているところですが、この度、ご提案のあった介助サービスに関する案内につきましても、早速、来庁者向け案内カウンターに表示し、お申出に応じて、担当課が同行するよう対応していきます。 これからも、障がい者や高齢者、妊娠している方など、支援を必要とされている方に優しい庁舎サービスに努めていきます。</p>

提言等の趣旨に沿って実施したもの(予算に反映したものを除く)

(平成29年度)

意見の概要	担当所属	回答概要(反映状況)
<p>県職員とおぼしき人が県庁駐車場で自動車を運転しながら携帯電話で話しているのを見た。このような行為を行わないよう注意喚起の措置をお願いしたい。</p>	<p>人事企画課、総務課</p>	<p>交通法規・交通マナーの遵守については、日頃から機会を捉えて職員には、注意・指導を行ってきており、先日も全職員に対して交通法規の遵守をはじめ法令遵守について注意したところですが、運転中に携帯電話を使用していたとすれば、誠に残念であり、お詫びします。</p> <p>県民の皆さんからの信頼を損ねないよう、交通法規・交通マナーの遵守について、引き続き職員に対し指導・注意していきます。</p> <p>また、県庁構内においては、危険及び迷惑行為の禁止(庁舎管理規則の一部)について、県庁敷地内及び建物の入口に掲示し、外来者の方へも注意喚起を行っています。</p>